

Stop! 児童虐待 11月は児童虐待防止推進月間です



児童虐待を防ぐためには、地域の皆さんの**深い関心と理解**そして**協力**が必要です。

問／こども家庭課 ☎463-0364

全国の児童虐待対応件数は年間20万件を超えています。そして、年間約70人あまりの子どもたちが児童虐待によって命を失っているのが現状です。児童虐待は、子どもが死に至ることもあり、心身の発達や人格の形成にも重大な影響を与えます。

子育てに不安や悩みがある方、お困りの方は、1人で悩まずに各相談機関にご相談ください。また、「児童虐待かも」と感じたら、児童相談所、警察、こども家庭課にお知らせください。

児童虐待通告・相談先

- | | | |
|----------------|---------------|---|
| ・朝霞警察署 | ☎048-465-0110 | (緊急時は110番) |
| ・朝霞児童相談所 | ☎048-465-4152 | 受付時間／月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後6時15分 |
| ・児童相談所虐待対応ダイヤル | ☎189 | (24時間対応) |
| ・こども家庭課 | ☎048-463-0364 | 受付時間／月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時45分～午後4時00分 |

※通告者や相談者の秘密は守られます。また匿名でも構いません。お子さん本人からの相談も受けています。

子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告してください)
- ②「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場に立って判断しましょう)
- ③ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行しましょう)
- ④親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではありません)



児童虐待の要因・背景

- 養育者の問題…子どもをかわいく思えない・精神疾患や抑うつ状態・体罰容認・DVを受けている など
- 子どもとの関係…育てにくい子ども・相性が合わない など
- 家庭内のストレス…パートナーとの関係がうまくいかない・経済的不安 など
- 地域からの孤立…子育ての相談相手がいない・知り合いがいない など

「誰かを支えるあなたも支える。」11月はケアラー月間です。

問／こども家庭課 ☎463-0364

ヤングケアラーとは

ケアラーとは、高齢、身体上・精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他身近な人に対して、無償で介護・看護・日常生活上の世話その他の援助を提供する人のことで、そのうち18歳未満の方のことをヤングケアラーといいます。



ヤングケアラーの相談窓口 <LINE 相談窓口「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」>

ケアのこと、家族のこと、学校や仕事のこと、元ヤングケアラーが相談に乗ります！

日時／月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前11時～午後8時

※相談メッセージは24時間365日いつでも送信できます。

対象／埼玉県内のヤングケアラーや若者ケアラー(18歳～30歳ぐらい)とその保護者等

相談方法／右のコードまたはLINE ホーム画面で「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」と検索

